

利用規約

LEAD PERFORMANCE BASE(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は 株式会社hacomonoが行います。

第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実には本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第7条

1. 会員は、各月の19日（19日が休館日の場合前営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、19日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の19日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条

会員は、各月の19日（19日が休館日の場合前営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。19日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条

会員は、各月の19日（19日が休館日の場合前営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。19日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第11条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事象が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第12条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

第13条（予約・キャンセル）

1. 本条は、セミパーソナル、パーソナル、体験、ペア、予約制のジュニア・ユース、アスリートその他本クラブが提供するすべての予約制プランに適用します。ただし、固定曜日制の子ども向け運動クラスには適用しません。予約、予約変更およびキャンセルは、原則として本クラブ所定の予約システムから行うものとします。

2. 予約、予約変更およびキャンセル期限は、平日の午前9時00分以上午前10時00分未満ならびに休日の午前8時00分以上午前9時00分未満に開始するセッションについては前日23時59分までとし、その他のセッションについては開始2時間前までとします。本項における「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日および本クラブが休日営業として設定した日をいい、「平日」とは休日以外の日をいいます。予約システムに表示される開始時刻を基準とし、その日の最初のセッションであるかどうかは問いません。
3. 所定の期限後の予約変更・キャンセルまたは無断欠席は、月回数制・回数券では1回分を利用したものとして消化します。通い放題プランでは1回につき1,500円とし、当月中に発生した件数を毎月末日で締め、翌月10日までに登録済みの決済方法でまとめて請求します。退会その他の理由により当該方法で請求できない場合は、本クラブが指定する期日および方法により支払うものとします。都度払いでは予約したセッションの通常料金相当額を請求します。無料体験・無料トライアルは1回利用したものとして扱います。
4. 仕事、残業、私用、予定変更等の会員都合による期限後キャンセルと、期限前から自覚していた体調不良は前項の対象です。期限後に突発し、予測困難で安全な運動が難しい急病・けがは、速やかな連絡があり本クラブが相当と認めた場合に限り免除することがあります。無断欠席は原則免除しませんが、救急搬送等で事前連絡が困難だった場合は個別確認します。
5. 期限後キャンセルで生じた空き枠は再募集しません。本クラブ都合または不可抗力により中止する場合は、キャンセル料または利用回数消化を行いません。
6. 詳細は、2026年9月1日施行の「[予約・キャンセルポリシー](#)」に従い、本規約と抵触する場合は同ポリシーを優先します。

第14条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第15条

本規約は2025年10月11日より施行し、第13条は2026年9月1日から適用します。